

海外遠征申請について

特定非営利活動法人山形県サッカー協会

公益財団法人 日本サッカー協会では 2026年1月1日より手続きの簡素化を図るため 申請方法を変更いたしました
以下の手順にて申請をお願い致します

JFA競技会規則 第4節第19条

(海外における競技)

加盟チーム又は選手が外国を訪問して競技を行おうとするときは、事前に本協会の承認を得なければならない。

■提出期限

遠征の前々月の25日まで ※期日厳守ください

■提出書類

- (1) 海外遠征申請書
- (2) 申請料の振込が確認できる書類（振込明細書など）
- (3) 遠征先協会または大会主催者発行の承諾書または招聘状（任意）

■手続きの流れ

1、「(1) 海外遠征申請書」ほか提出書類を作成

2、申請料 ¥5,500(税込)を下記口座へチーム名にて振り込む

« 振込口座 »

山形銀行 本店営業部

普通 0-683-299

特定非営利活動法人 山形県サッカー協会 会長 桂木聖彦

3、提出書類を山形県サッカー協会へメールにて送信

« 送信先 »

メールアドレス : info@yfa.jp

特定非営利活動法人山形県サッカー協会 事務局 宛

メールのタイトルに 海外遠征申請 と入力ください

4、山形県FAにて提出書類と申請料の入金を確認後 JFAへ申請

領収書はJFAにて発行 山形県FA経由で申請者へメールにて送付

5、JFAにて申請書類受理

※JFA及び山形県FAからチームへの回答書の発行はありません 申請翌月中にJFAのホームページにて
確認ください (例: 1月中に申請 → 2月中旬までJFAホームページに掲載)

https://www.jfa.jp/about_jfa/kaigai_shinsei

■その他・注意事項など

- ・海外遠征の変更や中止の場合があった場合は その旨も必ず連絡してください
- ・中止となった場合 申請料の返金はありません
- ・JFAからアジアサッカー連盟に通達(提出)するフォーム(Tier Form)の写しを希望の場合は
海外遠征申請書の「その他」に記載してください
- ・JFAの承認を得ずに海外遠征をおこなった加盟チームまたは選手は JFA基本規則第3条4項により
処分の対象となります ご注意ください

(遵守事項及び禁止事項)

加盟団体、加盟チーム及び選手等は、本拠地及びFIFAの承認なしに、

他国の各国サッカー協会の領域におけるその主催試合及び協議会に参加してはならない。

- ・JFAは海外遠征承認後 遠征先協会へその旨を通知します

- ・JFAより要望がある場合は 海外遠征報告書を提出いただく事があります